受付
R07.01.27
沖縄県医師会

日医発第1783号（介護）
令和７年１月24日

都道府県医師会
介護保険担当理事　殿

日本医師会常任理事
江 澤　和 彦
（公印省略）

介護保険法施行令の一部を改正する政令の公布について（通知）

介護保険の第１号被保険者（65 歳以上の被保険者）の保険料は、各市町村が定める基準額に、介護保険法施行令第 38 条第１項各号又は第 39 条第１項各号に掲げる第１号被保険者の介護保険料に関する区分（以下「標準段階」という。）に応じて、当該区分ごとに定める割合を乗じて得た額とされており、標準段階のうち第１段階及び第４段階については、前年の公的年金収入等収入金額及び合計所得金額から所得税法第 35 条第２項第１号に掲げる金額を控除して得た額との合計額が 80 万円以下であることが所得基準の一部として設けられているところです。

今般、令和６年に支給される老齢基礎年金（満額）が 80 万円を超えることを踏まえ、介護保険の標準段階の第１段階及び第４段階の所得基準の一部について、80 万円から 80.9 万円に基準所得金額が見直され、本年４月１日から施行されることとなりましたので、お知らせいたします。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知の上、郡市区医師会および会員への周知方につきご高配を賜りますようお願い申し上げます。

記

（添付資料）

〇介護保険最新情報 Vol.1347

介護保険法施行令の一部を改正する政令の公布について（通知）（令 7.1.22 老発 0122 第２号厚生労働省老健局長通知）

以上

各都道府県介護保険担当課（室）
各市町村介護保険担当課（室）
各 介 護 保 険 関 係 団 体　御 中

← 厚生労働省　老健局　介護保険計画課

介 護 保 険 最 新 情 報

今回の内容

介護保険法施行令の一部を改正する政令の公布について
（通知）

計３枚（本紙を除く）

Vol.1347

令和７年１月２２日

厚生労働省老健局介護保険計画課

貴関係諸団体に速やかに送信いただきますようよろしくお願いいたします。

連絡先　ＴＥＬ　：03-5253-1111(内線2937,2260)
　　　　ＦＡＸ　：03-3503-2167

老 発 0122 第 2 号
令 和 7 年 1 月 22 日

各 都道府県知事
市 町 村 長 殿

厚生労働省老健局長
（ 公 印 省 略 ）

介護保険法施行令の一部を改正する政令の公布について（通知）

介護保険法施行令の一部を改正する政令（令和７年政令第 11 号）が本日別添のとおり公布され、本年４月１日から施行することとされたところです。

本改正の趣旨及び改正の内容は下記のとおりですので、十分御了知の上、関係者、関係団体等に対し、その周知徹底を図るとともに、その運用に遺漏なきようお願いいたします。

記

第１　改正の趣旨

介護保険の第１号被保険者（65歳以上の被保険者）の保険料は、政令で定める基準に従い条例で定めるところにより算定された保険料率により算定された保険料額によって課することとされており、具体的には各市町村が定める基準額に、介護保険法施行令（平成10年政令第412号。以下「施行令」という。）第38条第１項各号又は第39条第１項各号に掲げる第１号被保険者の介護保険料に関する区分（以下「標準段階」という。）に応じて、当該区分ごとに定める割合を乗じて得た額とされている。

標準段階のうち第１段階（施行令第38条第１項第１号又は第39条第１項第１号に掲げる区分をいう。以下同じ。）及び第４段階（施行令第38条第１項第４号又は第39条第１項第４号に掲げる区分をいう。以下同じ。）については、前年の公的年金収入等収入金額及び合計所得金額から所得税法（昭和40年法律第33号）第35条第２項第１号に掲げる金額を控除して得た額との合計額が80万円以下であることが所得基準の一部として設けられているところ、令和６年に支給される老齢基礎年金（満額）が80万円を超えることを踏まえ、老齢基礎年金満額受給者の保険料負担に影響が出ないよう、必要な改正を行うもの。

第２　改正の内容

介護保険の標準段階の第１段階及び第４段階の所得基準の一部について、80 万円から 80.9 万円に基準所得金額を見直すこと。（施行令第 38 条及び第 39 条関係）

第３　施行期日

令和７年４月１日

介護保険法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御名　御璽

令和七年一月二十二日

内閣総理大臣　石破　茂

政令第十一号

介護保険法施行令の一部を改正する政令

内閣は、介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第百二十九条第二項の規定に基づき、この政令を制定する。

介護保険法施行令（平成十年政令第四百十二号）の一部を次のように改正する。

第三十八条第一項第一号ハ及び第四号イ並びに第三十九条第一項第一号ハ及び第四号イ中「八十万円」を「八十万九千円」に改める。

附　則

（施行期日）

１　この政令は、令和七年四月一日から施行する。

（経過措置）

２　この政令による改正後の規定は、令和七年度以後の年度分の保険料に係る保険料率の算定について適用し、令和六年度以前の年度分の保険料に係る保険料率の算定については、なお従前の例による。

厚生労働大臣　福岡　資麿

内閣総理大臣　石破　茂